

清須市自転車等駐車対策協議会について

清須市自転車等の放置の防止に関する条例（抜粋）

（放置禁止区域の指定）

第8条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置を禁止する必要があると認められる公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ第16条に規定する清須市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、標識等を設置するものとする。

（放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止）

第10条 利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

（放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置）

第11条 市長は、前条の規定に違反して放置禁止区域内において自転車等を放置し、若しくは放置しようとするその利用者等に対し、当該自転車等を放置禁止区域から移動するよう指導し、又は当該自転車等に対しその利用者等が適切な場所に移動すべき旨を告知する警告を注意札により行うものとする。

- 2 市長は、前項の措置を講じてもなお自転車等が放置されているときは、当該自転車等を直ちに撤去することができる。

（自転車等駐車対策協議会）

第16条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、清須市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 地域の代表者、鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者
 - (3) 西枇杷島警察署の署員
 - (4) 経済団体の役員又は職員
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 関係団体の役員又は職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

清須市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、清須市自転車等の放置の防止に関する条例（平成17年清須市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（協議会の会長及び副会長）

第11条 条例第16条の規定による清須市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- （会議）

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議においては、会長が会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。